

# フランスとドイツの家庭生活調査

## - フランスの出生率はなぜ高いのか -

### 主なポイント

#### 1. フランスの高い出生率を支えるもの

高い出産期女性の労働力率（80%）と高い合計特殊出生率（1.89）

手厚くきめ細かい家族手当

- ・第2子以降には所得制限なしで20歳になる直前まで家族手当を給付
  - ・子どもが3歳になるまで育児休業または労働時間短縮が認められ、第2子以降の育児休業手当は3歳まで受給可能
  - ・保育ママ、ベビーシッターの利用に関する補助金も利用可能
- 子どもをもつ家庭に有利なN分N乗方式の所得税制  
多様な保育サービス  
35時間労働制で男女とも短い労働時間  
同棲による婚外子が一般化

#### 2. ドイツはなぜ出生率が低いのか

ドイツは児童手当等の現金給付は手厚いが、合計特殊出生率は低迷（1.34）

保育サービスが不足

学校は半日制、給食はなく、子どもは昼前に下校するため、母親のフルタイム就業は事実上困難

フランスよりも性別役割分業意識が強いこともあいまって、女性は就業か子育てかの二者択一を迫られる状況

#### 3. 日本への含意

家族政策の内容、子育てをめぐる諸政策の一貫性等が必要

平成17年4月25日

内閣府経済社会総合研究所

---

財団法人家計経済研究所に委託した平成16年度内閣府経済社会総合研究所委託調査「日本・フランス・ドイツにおける家族・家庭生活に関する調査」。フランス（パリ、リヨン）及びドイツ（ハンブルグ、ミュンヘン）で35-44歳のカップルに対するアンケート調査を行った。

# フランスとドイツの家庭生活調査

---フランスの出生率はなぜ高いのか---

平成 17 年 4 月 25 日

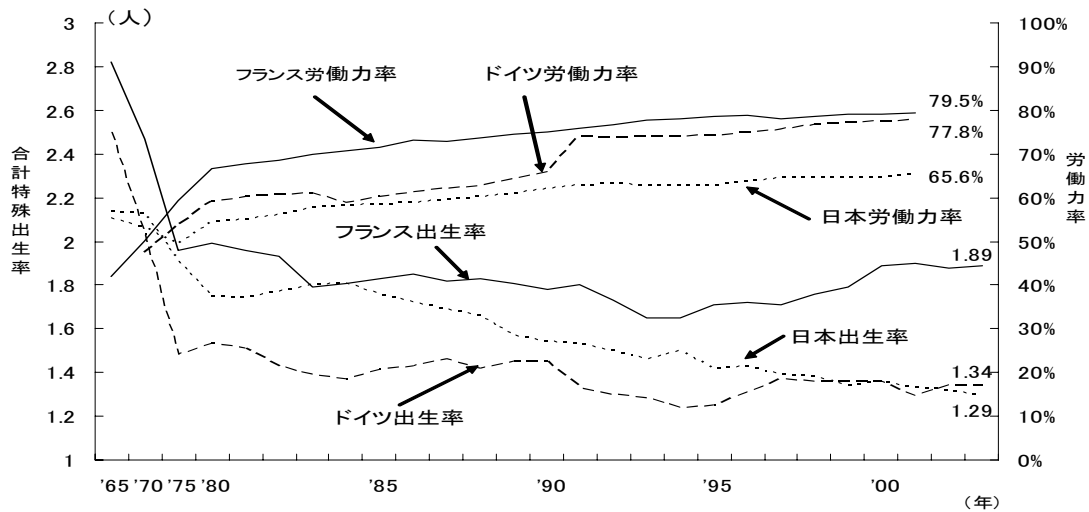
内閣府経済社会総合研究所

## 1 フランスの高い出生率を支えるもの

### (1) フランスの女性労働力

(イ) フランスでは、出産期(25~44 歳)の女性の労働力率は 79.5%と高い一方、合計特殊出生率も、1.89 (2003 年) と日本 (1.29)、ドイツ(1.34)よりも高い水準を保っている。

図表 1 合計特殊出生率と女性労働力率(25-44 歳)の時系列推移



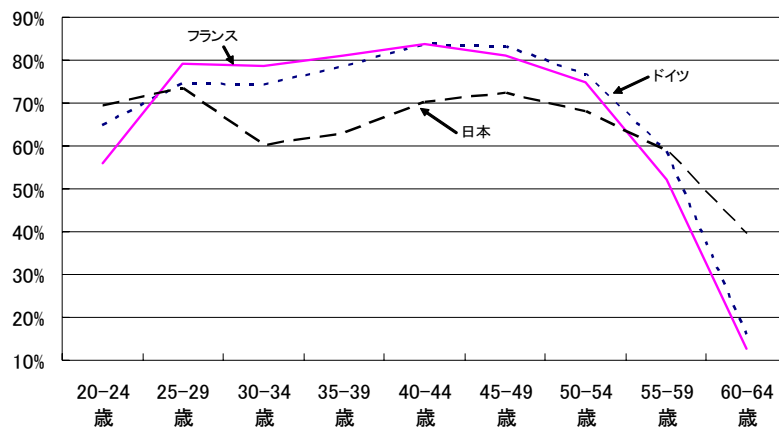
出典：労働力率は OECD “Labour Market Statistics”

出生率は国立社会保障・人口問題研究所「一般人口統計 -人口統計資料集(2003 年版)-」、Eurostat Statistics in Focus

注：出生率、労働力率とも 1990 年以前のドイツは旧西ドイツの統計

(ロ) 日本の女性労働力率が明確な M 字型であるのに対して、フランスは逆 U 字型になっている。フランスでは、出産・育児期においても退職せず、育児休暇等の取得や保育所の活用により就業を継続している。

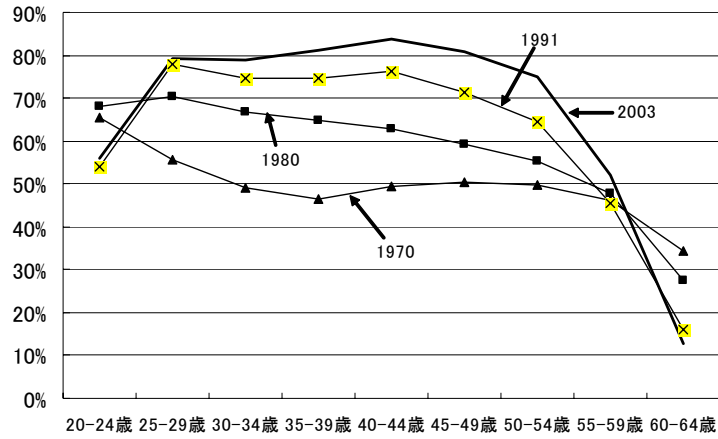
図表 2 フランス・ドイツ・日本の年齢階級別女性の労働力率(2003 年)



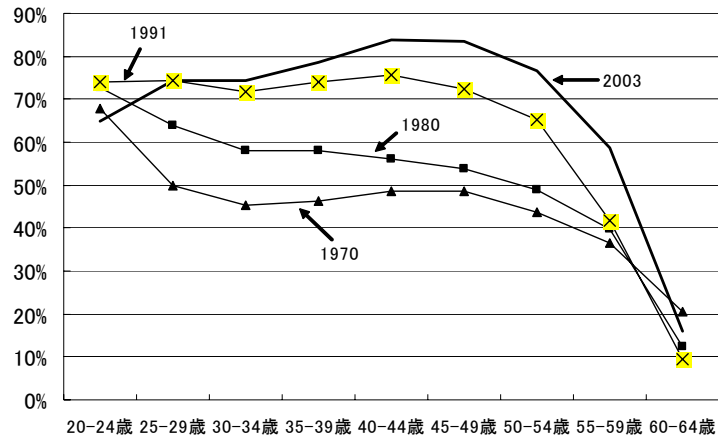
出典：OECD “Labour Market Statistics”

(ハ) 女性労働力率の時系列的推移をみると、フランス、ドイツともにかつては逆U字型ではなく、20-24歳をピークにほぼ右肩下がりであった。

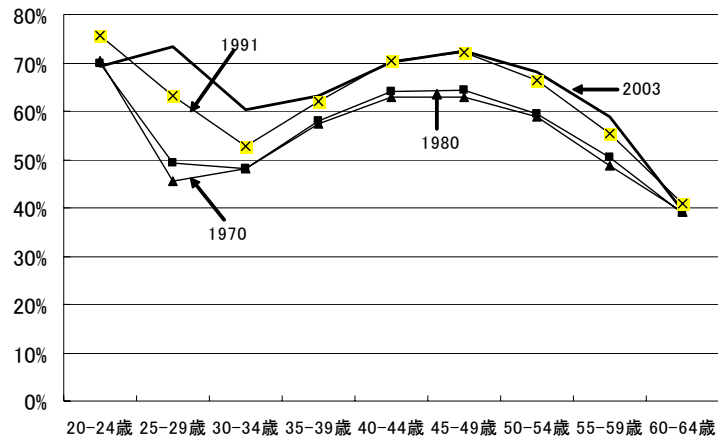
図表 3-1 フランスの年齢階級別、女性労働力率の推移



図表 3-2 ドイツの年齢階級別、女性労働力率の推移



図表 3-3 日本の年齢階級別、女性労働力率の推移

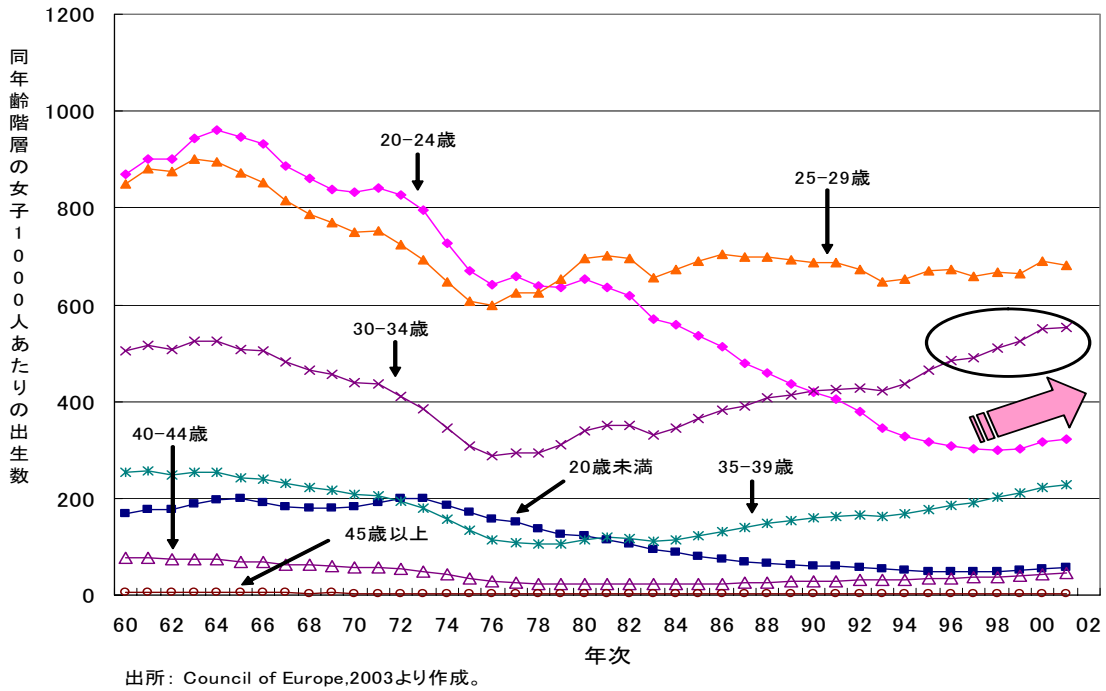


出典：OECD “Labour Market Statistics”

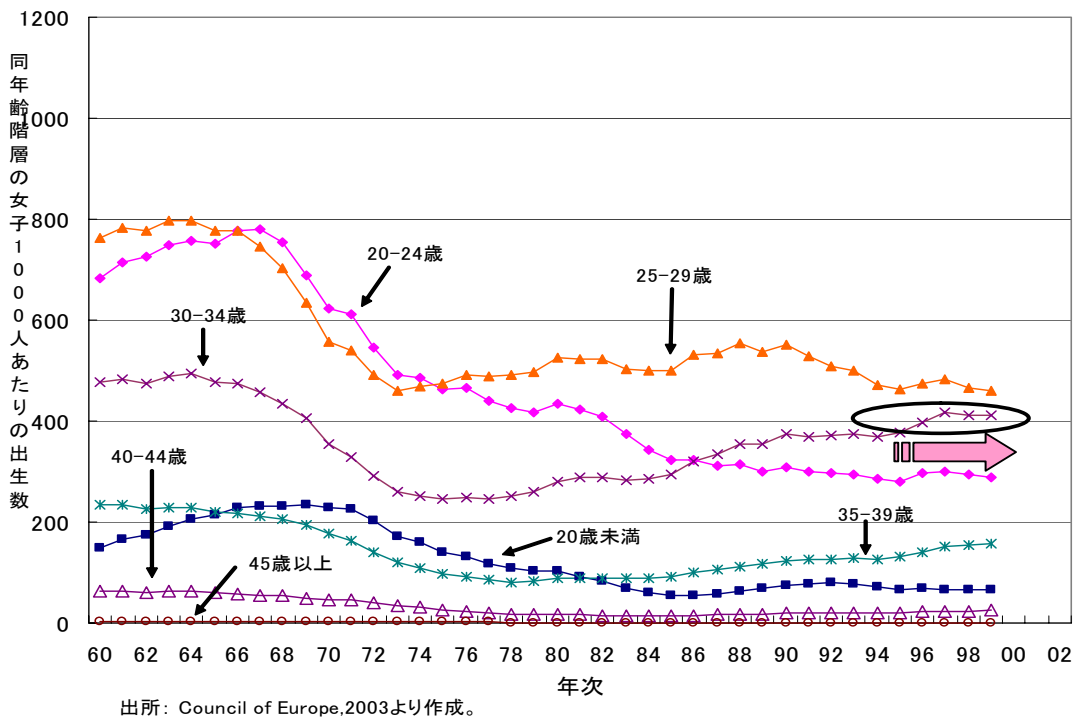
## (2) 晩産化

フランス、旧西ドイツ、日本のいずれの国においても晩産化が進行しているが、フランスは、30-34歳でのキャッチアップも強力である。また、20-24歳、25-29歳の出生率の水準も依然として高い水準にある。

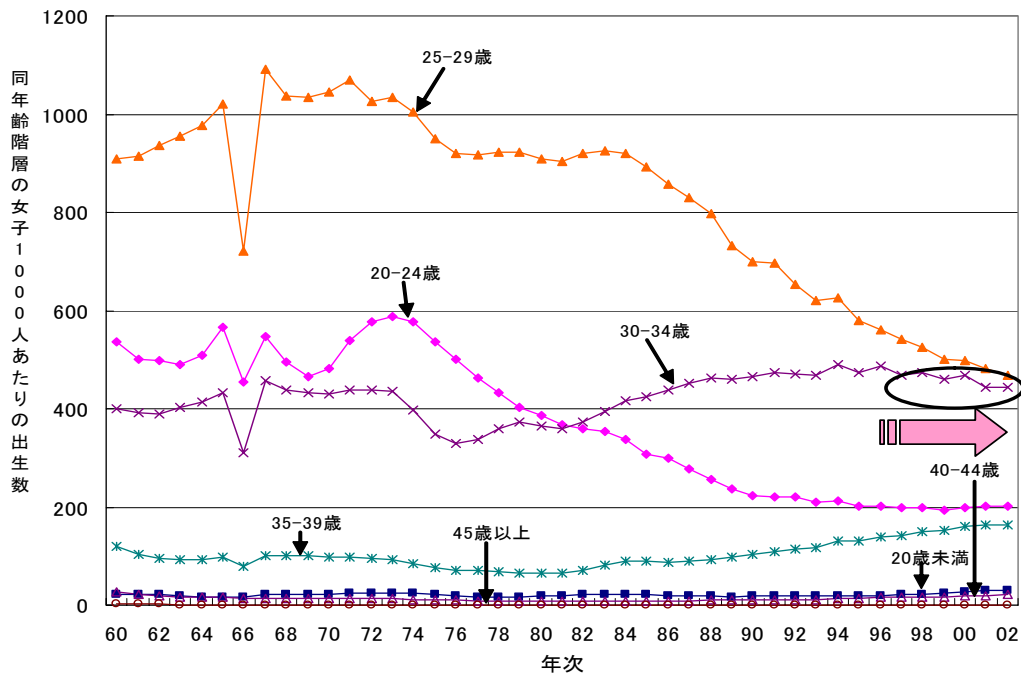
図表4-1 5歳年齢階級別出生率：フランス 1960-2002



図表4-2 5歳年齢階級別出生率：旧西ドイツ地域 1960-2002



図表4-3 5歳年齢階級別出生率:日本 1960-2002



出所: 厚生省大臣官房統計情報部編(1999)『人口動態統計100年の動向CD-ROM』、(財)厚生統計協会  
 \* 1999年は、「人口統計資料集 2000」  
 \* 2000年以降は、<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Data/Popular2004/04-07.xls>  
 「一般人口統計 - 人口統計資料集(2004年版) - 表4-7 女子の年齢(5歳階級)別出生数、出生率及び割合:1925~2002年」

### (3) フランスの高い出生率を支えるもの

#### (イ) 手厚い家族政策<sup>1</sup> (家族手当、税制)

- ・ 家族の重要性を強調。家族への支援を通じて出生を促進することを是とする国民的な支持が存在。
- ・ 家族手当の給付は全国家族手当金庫を通じて行われ、財源は、事業主が支払う社会保険拠出（保険料率は支払い給与の 5.40%）、独立就業者の負担金に加え、一般社会拠出金（一般福祉税）の一部等があげられている。

#### a) 家族給付

- ・ 非常にきめ細かい制度が特徴

##### (i) 第2子以降への家族手当

2人以上の子どもを養育する場合は、20歳になる直前まで所得制限なしで家族手当が毎月支給される。その支給額も子どもの数が増えるとともに増加し、子どもの数が多い家庭に手厚い給付を行っている。(金額は2004年現在。以下同様。)

- ・ 子ども2人 112.59ユーロ (約15,000円)

<sup>1</sup> 家族政策の定義は一定ではないが、一般に、児童手当や育児休業手当等の現金給付及び保育サービス等の現物サービス給付の総称として使われることが多い。ここでは、その意味で用いている。

子ども 3 人 256.83 ユーロ (約 35,000 円)

子ども 4 人 401.08 ユーロ (約 54,000 円)

以降、子ども 1 人につき、144.25 ユーロ (約 19,000 円) を加算

- ・ 子どもが成長するにつれ、上記の基礎額に加えて、下記の金額が加算される。

11 歳から 16 歳 31.67 ユーロ (約 4,300 円)

16 歳以上 19 歳以下 56.29 ユーロ (約 7,600 円)

(ii) 各種の給付

さらに、出産手当 (808.31 ユーロ=約 109,000 円)、3 歳未満の子どもに対する乳幼児基礎手当 (161.66 ユーロ=約 22,000 円)、第 3 子から支給される家族補足手当 (146.54 ユーロ=約 20,000 円)、新学期手当 (257.62 ユーロ=約 35,000 円) など、子どもの成長に合わせた様々な手当がある (所得制限あり)。

(iii) 仕事と子育ての両立支援のための給付

- ・ 就業自由選択補足手当 (育児休業手当に相当)

子育てのために職業活動を停止することによる所得の喪失を補償する。支給期間は、子どもが 1 人の場合、出産後 6 ヶ月間、2 人以上の場合、末子が 3 歳未満である間である。一定の要件 (過去 2 年間以上職業活動していたことなど) を満たした場合、下記の金額が支給される。

(下記は乳幼児基礎手当を受給していない場合の例)

全面的職業活動停止 501.59 ユーロ (約 67,000 円)

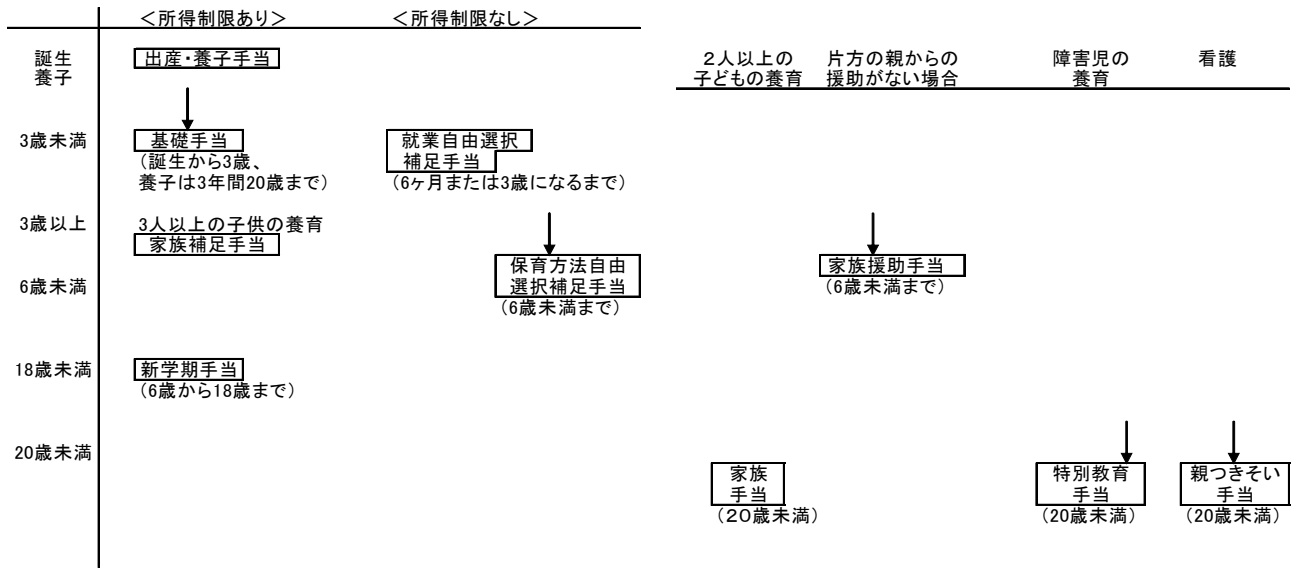
部分的職業活動停止 (勤務時間 50%) 381.42 ユーロ (約 51,000 円)

部分的職業活動停止 (勤務時間 50%-80%) 288.43 ユーロ (約 39,000 円)

- ・ 保育方法自由選択補足手当 (保育ママ・ベビーシッター利用に関する補助)

6 歳未満の子どもの保育について、公認保育ママ (公認の保育者が自宅で数人の子どもの保育) の雇用又は自宅保育 (親が自宅で保育者を雇う保育) によって発生する負担 (報酬、社会保険の使用者負担) を一部補填する。支給額は、保育ママや自宅保育者を雇う個人の収入、子どもの数、子どもの年齢による。

図表 5 家族給付の全体像



注：併給調整もある。

b) 税制

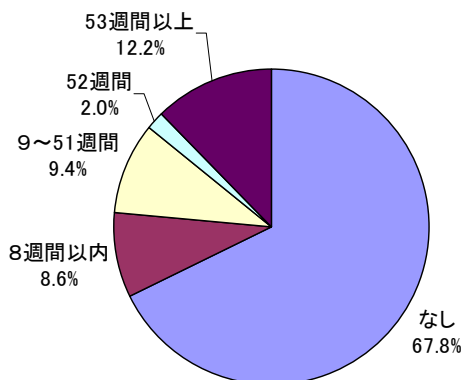
所得税は、世帯単位で課税され、いわゆる N 分 N 乗方式（世帯所得を家族人員で除した所得に対して課される一人当たり税額に家族人員を乗じて所得税を求める）が採用され、子どもも 2 人目まではそれぞれ 0.5 人分、3 人目からはそれぞれ 1 人分として家族人員に算入する。このため、累進課税のもとでは、子どもの数が多いほど税制上有利になる。

(ロ) 育児休業と復職の多様性

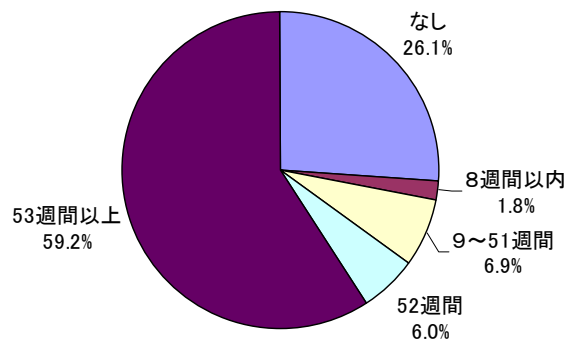
a) 育児休業の取得状況

フランスでは、子どもが 3 歳になるまで育児休業または勤務時間短縮が認められている。実際にはフランス（パリ）では、終日の育児休業を取得していない人が約 7 割を占め、多くの女性が勤務時間を一部短縮あるいはフルタイムで復職する。一方、ドイツ（ハンブルグ）では終日の育児休業を取得する人が大多数（約 75%）を占めている。

図表6-1 妻が終日の育児休業を取得した期間  
(パリ)



図表6-2 妻が終日の育児休業を取得した期間  
(ハンブルグ)



出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」（2005 年）

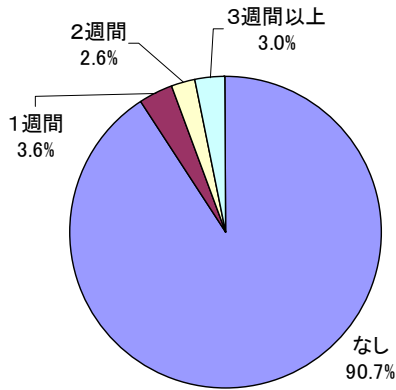
注 1) パリは 1994 年以降に子どもを産んだ延べ 310 人、ハンブルグは 1992 年以降に子どもを産んだ延べ 309 人の育児休業取得期間

注 2) ここで「妻」とは、法律婚のカップルのみならず、同棲カップル、PACS の場合も含む。以下同様。

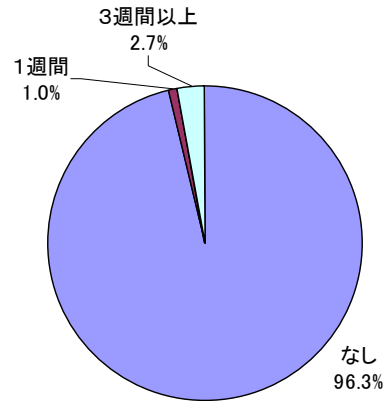
b)男性の育児休業取得状況

男性に関しては、パリ、ハンブルグともに終日の育児休業を取得していない人が9割を超えており、ほとんどの人が取得していない。

図表7-1 夫が終日育児休業を取得した期間 (パリ)



図表7-2 夫が終日育児休業を取得した期間 (ハンブルグ)

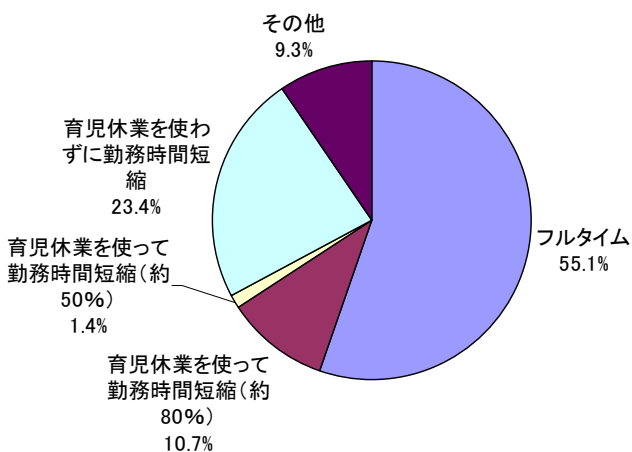


出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

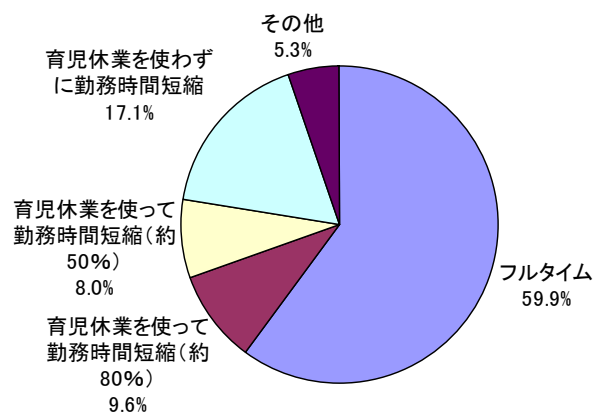
c)女性の復職時の働き方

フランスでは、保育所をはじめとする多様な保育サービスや保育ママ・ベビーシッターの利用支援制度が充実していることから、復職時にフルタイムで働く人が半数を超えている。育児休業、家族給付、保育サービスにおいて様々な選択肢があるため、女性の出産後の復職も、職種や本人の希望に応じて決めることができる。

図表8-1 女性の復職後の働き方 (パリ)



図表8-2 女性の復職後の働き方 (リヨン)



出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

注：()内の%は、フルタイムの労働時間に比較した労働時間

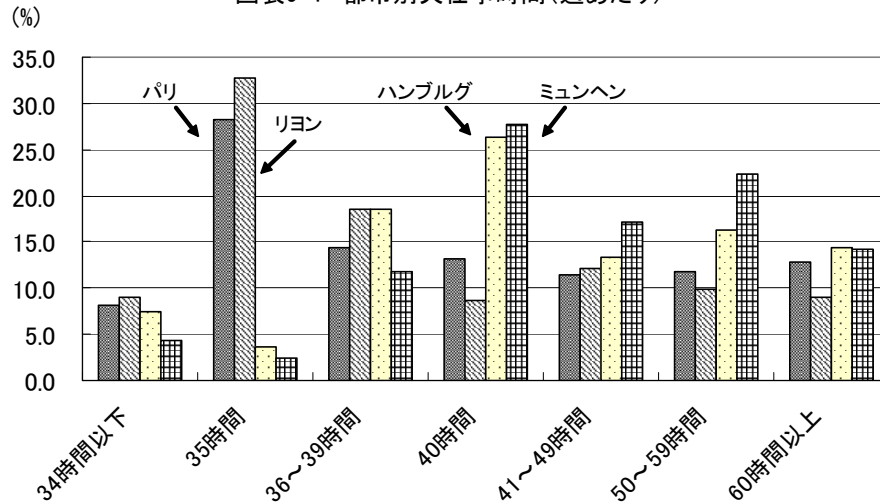


**(ハ) 労働時間**

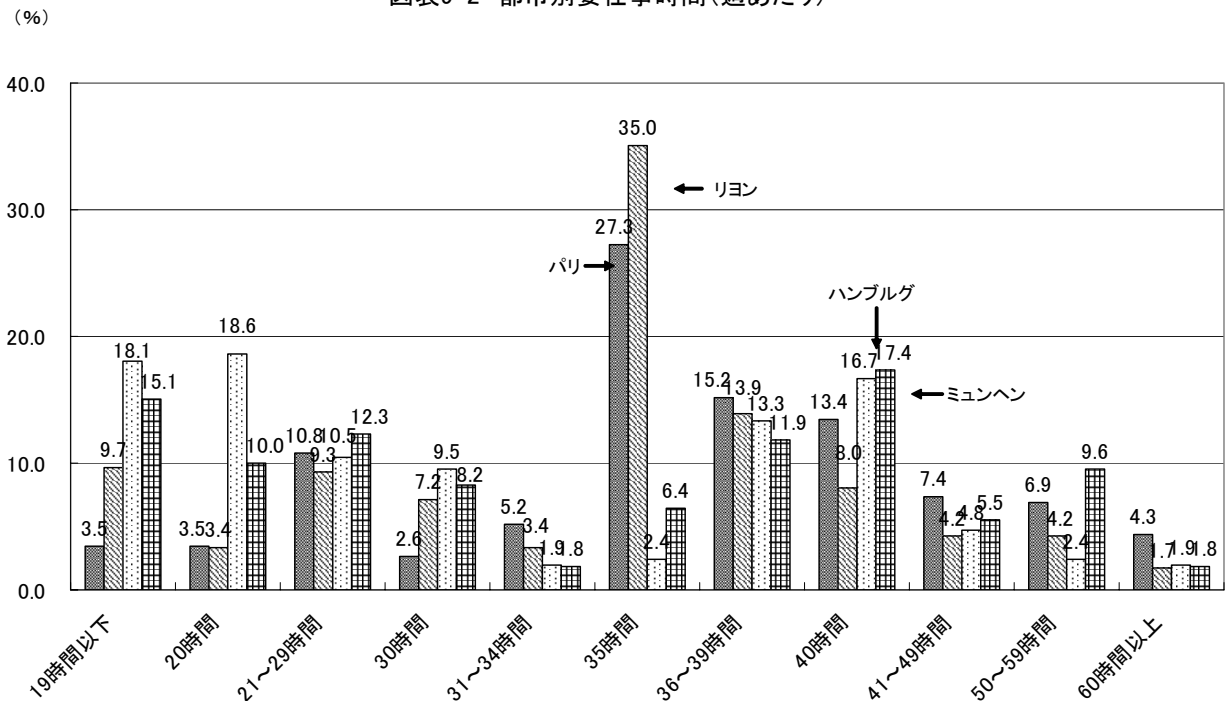
夫の週あたりの労働時間は、フランスでは最頻値が 35 時間であるのに対して、ドイツでは 40 時間となっており、フランスの方が全般的に労働時間が短い。このため、フランスでは、半数以上の女性が午後 6 時前に帰宅し、男性も午後 7 時前に帰宅している。

妻の週あたりの労働時間は、フランスでは週 30 時間未満は 2 割程度に過ぎず、男性と同様 35 時間が最頻値になっている。

図表9-1 都市別夫仕事時間(週あたり)

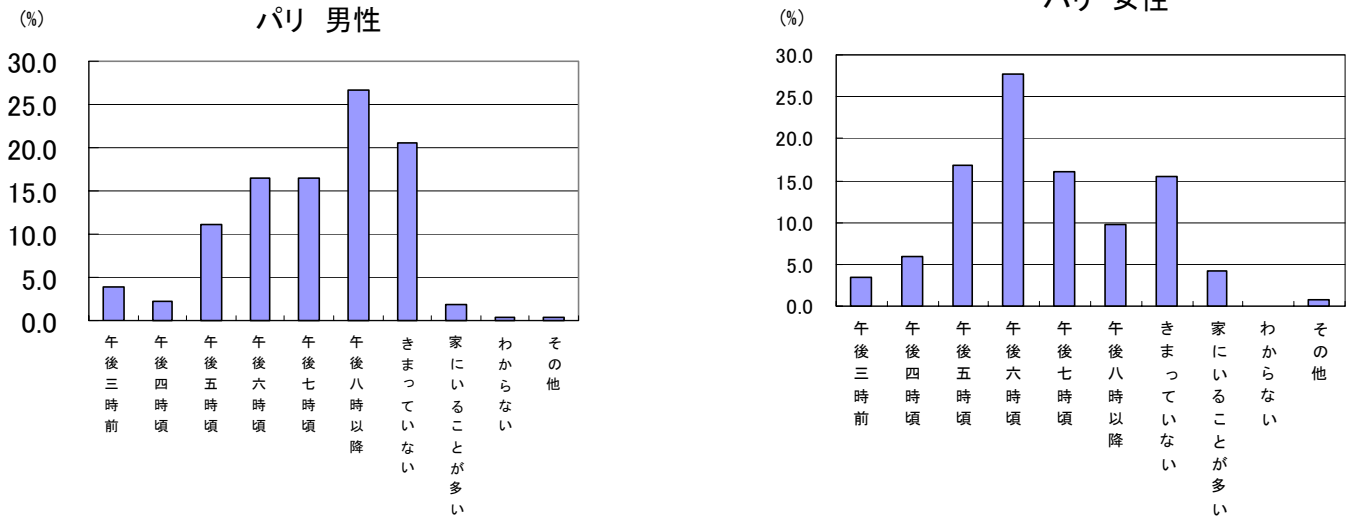


図表9-2 都市別妻仕事時間(週あたり)



出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

図表 9-3 フランス（パリ）帰宅時間

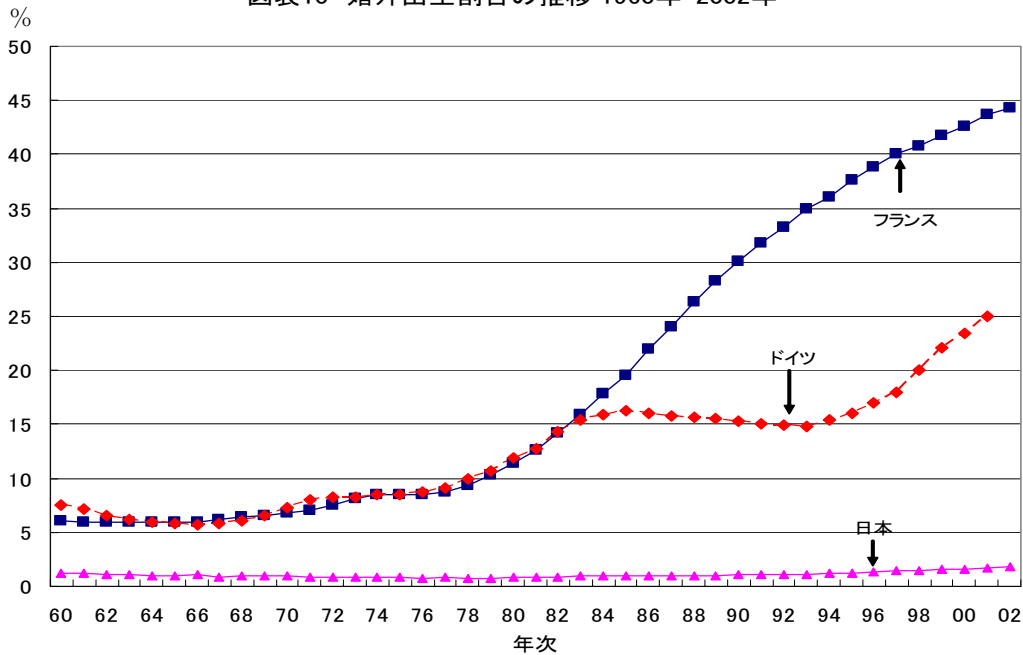


出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

(4) 結婚制度（同棲の一般化、非嫡出子）

(イ) フランスの婚外出生割合は、1983年までほぼドイツと同じ水準であったが、その後急激に増加し、現在は44.3%と高い割合になっている(2002年)。

図表10 婚外出生割合の推移 1960年-2002年



出典：Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」

(ロ) フランスでは、婚外子（自然子）に対する差別はない。なお、婚外子の多くは、ふたり親家族の中で暮らしている。

(ハ) フランスでは、35-44歳のカップルのうち、同棲カップルが、パリで31.0%、リヨンで23.3%と高い割合を示している。なお、フランスには、結婚と同棲の中間に位置するパックス（PACS :Pacte civil de solidarité 連帯市民協約）がある。

図表 11 都市別カップル(35-44 歳)関係

(%)

	フランス		ドイツ	
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン
法律婚	66.3	74.0	80.3	78.7
PACS (フランスのみ)	2.7	2.7	—	—
同棲	31.0	23.3	19.7	21.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

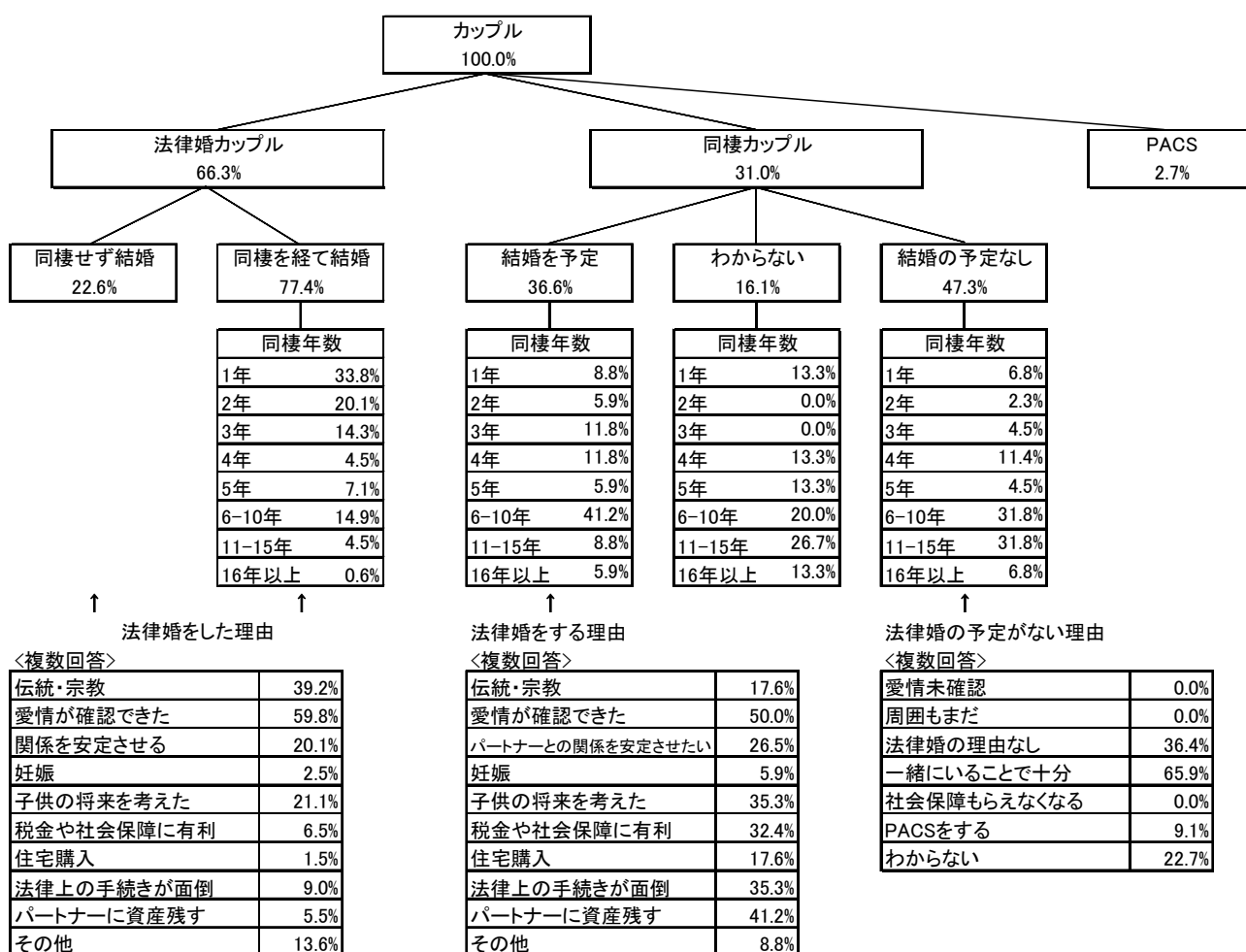
出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005 年)

注：PACS は Pacte civil de solidarité (連帯市民協約) の略

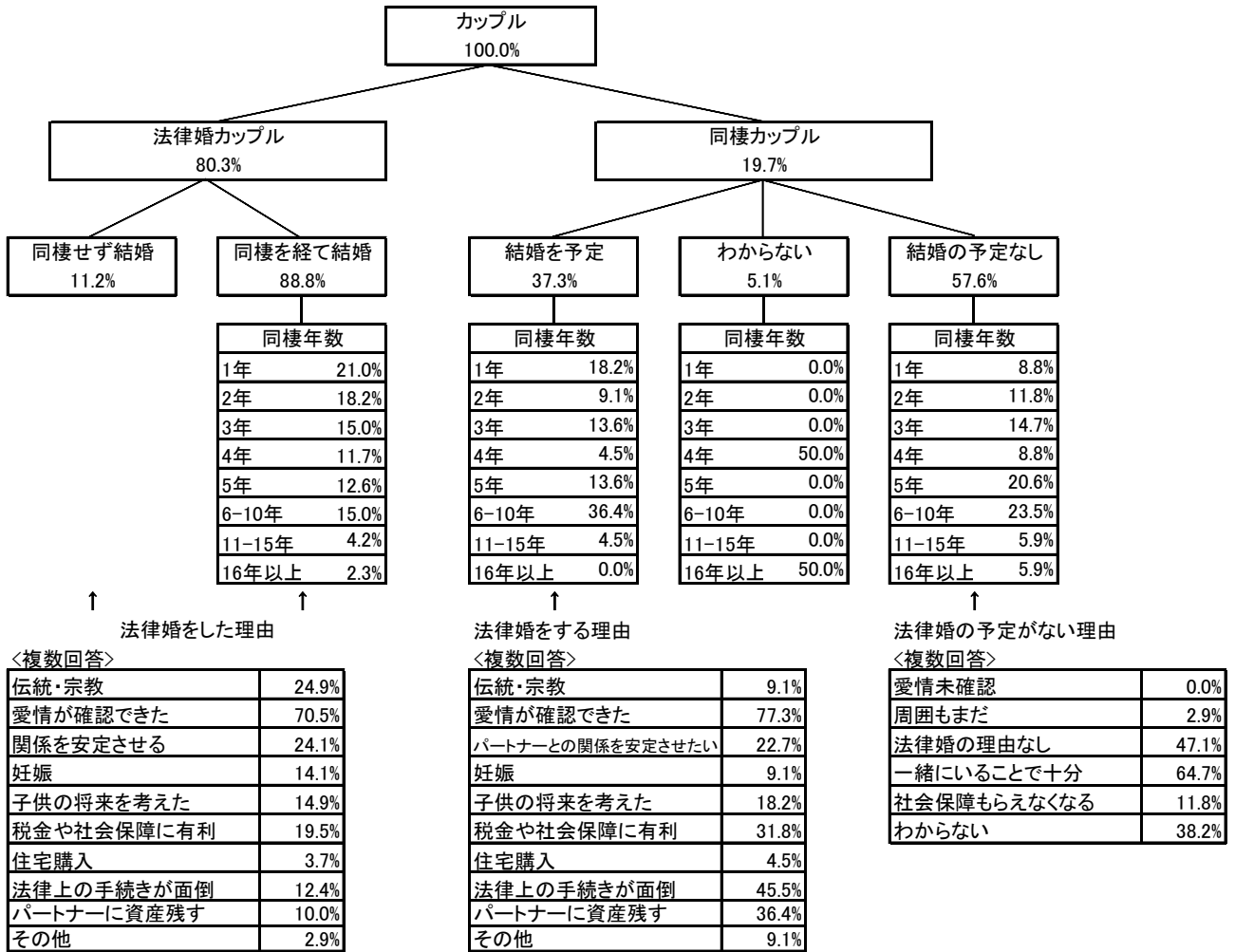
(ニ) フランス、ドイツでは同棲しているカップルが日本に比べ非常に多い。約 8~9 割が同棲を経て結婚しており、同棲が一種の試行期間として機能している。

(ホ) フランスでは、法律婚の契機が「妊娠」であることは少ない。一方、ドイツで法律婚をしたカップルのうち、「妊娠」を理由にあげている者は、フランスと比べ高い値となっている。

図表12-1 法律婚カップル、同棲カップルの割合(パリ)



図表12-2 法律婚カップル、同棲カップルの割合(ハンブルグ)



出所：内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

## 2 フランスとドイツの比較

### (1) ドイツの家族政策

#### (イ)家族政策の内容

(i)18歳未満の子どもを持つ場合、児童手当、児童扶養控除のいずれかを選択することができる。

##### ○児童手当

金額は年々増大している。現在の給付額は以下のとおりである。

- ・第1子、第2子、第3子 それぞれ月額154ユーロ（約21,000円）
- ・第4子以降 月額179ユーロ（約24,000円）
- ・支給は18歳未満の全ての子どもが対象であり、教育中なら27歳まで、非就業の場合は21歳まで支給される。
- ・なお、給付は連邦雇用庁家族金庫を通じて行われ、財源は、連邦政府と州・市町村が負担する。

##### ○児童扶養控除・教育控除

- ・児童扶養控除は、子ども一人あたり 3,648ユーロ（約490,000円）
- ・教育控除は、子ども一人あたり 2,160ユーロ（約290,000円）

#### (ii)教育への支援

教育は全て原則として大学まで無料である。さらに、学生の生活費等を支援する連邦育英奨学金や職業教育助成金などの制度があり、高等教育に対する奨学金も充実している。

#### (ロ)育児休業制度、育児休業手当

ドイツでは、育児休業は最長3年間で、育児休業手当の支給期間は24ヶ月である。

(i)育児休業の取得方法は柔軟なものであり、両親が同時に取得したり、分割取得することもできる。

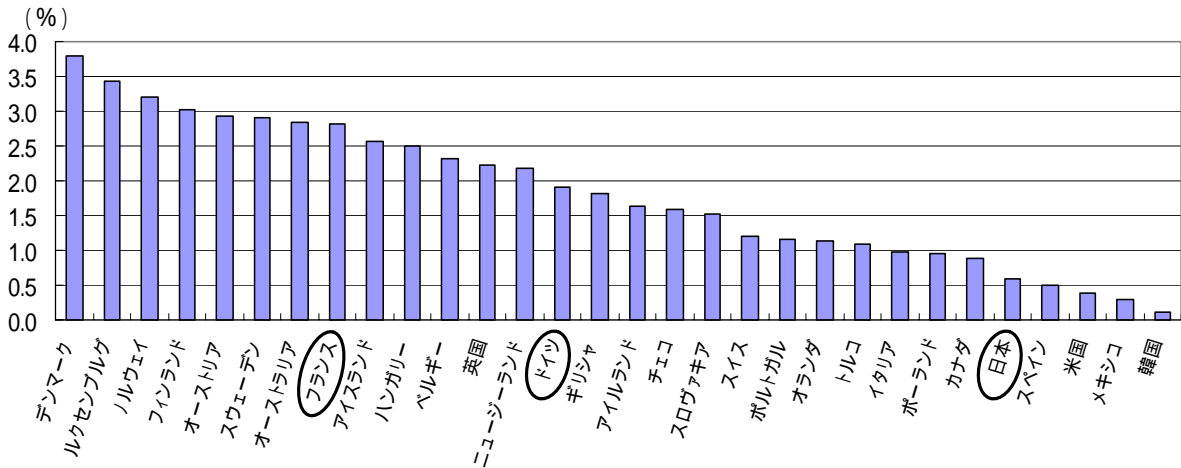
(ii)育児休業手当については、収入による制限があるものの、以下の額を上限として受け取ることができる。

- ・子どもが満2歳になるまで 月額307ユーロ（約41,000円）
- ・または子どもが満1歳になるまで 月額460ユーロ（約62,000円）
- ・なお、財源は、連邦政府の一般財源

(八) 家族政策への財政支出の水準

ドイツの家族政策に係る財政支出は対GDP比 1.9%と、フランス(2.8%)よりやや低い水準ではあるものの、日本(0.6%)と比較すると高い水準である。

図表13 各国の家族政策に係る財政支出(2001年、対GDP比)



出所: OECD Public Social Expenditure

(注1) データはトルコのみ1999年。他はいずれも2001年。

(注2) 家族政策財政支出とは、児童手当、育児休業手当等の現金給付と保育所等サービス給付の合計。税制上の措置は含まれない。

(1) なぜドイツの出生率は低いのか

(イ) ドイツの出生率が低いのは一時的なものではない

合計特殊出生率(TFR)の動きを、出産タイミングの影響と、生涯出生力の影響(生涯に何人の子どもを生むか)の2つに分けて人口学的に分析すると、以下のとおり。

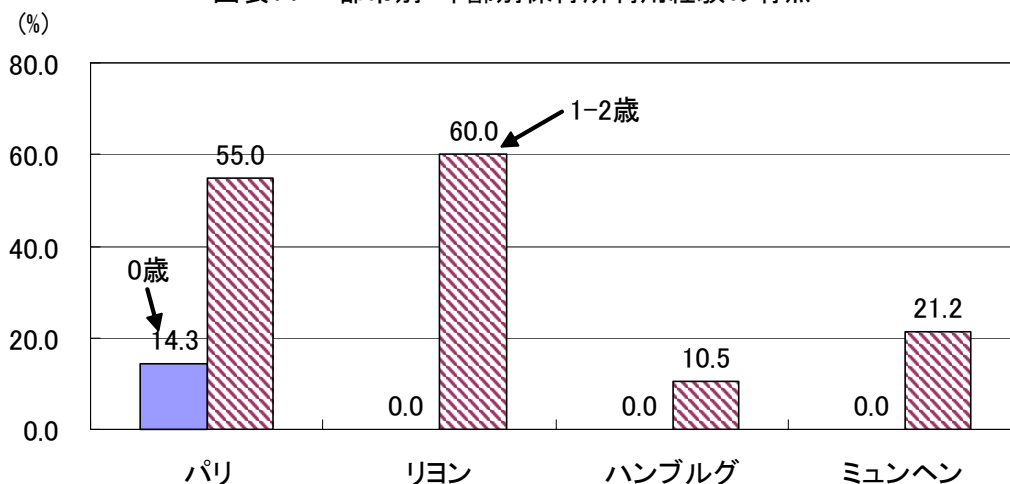
- (i) フランスでは、1974年以降の急激な合計特殊出生率の低下は、晩婚・晩産化によるタイミング効果でやや誇張されており、生涯出生力は依然として2.00の水準を維持している。したがって、晩婚・晩産化によるタイミング効果が収まれば、合計特殊出生率が再生産水準近くまで回復する可能性がある。
- (ii) 他方、ドイツ(旧西ドイツ)は、生涯出生力が1.5まで低下しており、晩婚・晩産化によるタイミング効果が落ち着いたとしても、合計特殊出生率が再生産水準まで回復する可能性は低い。

(ロ) 女性の労働との関係

(i) 保育・教育制度

・ドイツでは、他のヨーロッパ諸国と比較して保育所の受け入れ人数が少ないため、保育所の利用経験率も低い。なお、幼稚園入園は義務ではないものの、多くの子どもが3歳から幼稚園に入る。

図表14 都市別・年齢別保育所利用経験の有無



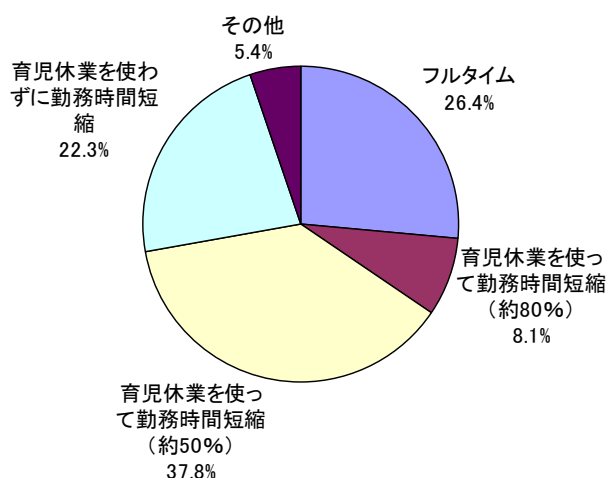
出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

- ・他方、フランスでは、ほとんどの女性が出産後も仕事を続けるため、多様な保育システムが整備されており、利用経験率も高い。
- ・さらに、ドイツでは、学校の大多数が半日制であり、全日制が多いフランスとは異なる。給食サービスもない場合がほとんどであり、子どもは昼食前に下校する。このため、母親のフルタイム就業が困難になっている。

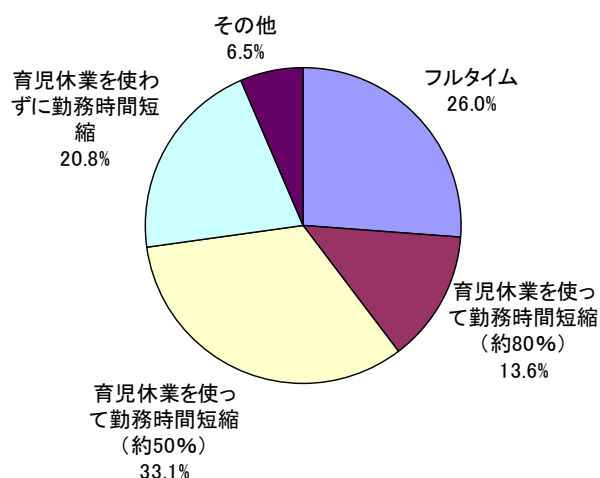
(ii)復職時の働き方

ドイツでは、育児休業を終日取得した後、復職し、育児休業を使って50%程度の勤務時間で働く人が最も多い。フランスでは半数以上がフルタイムで復職していることと比較すると、ドイツでは勤務時間を短縮して働く人が圧倒的に多い。

図表15-1 女性の復職後の働き方 (ハンブルグ)



図表15-2 女性の復職後の働き方 (ミュンヘン)



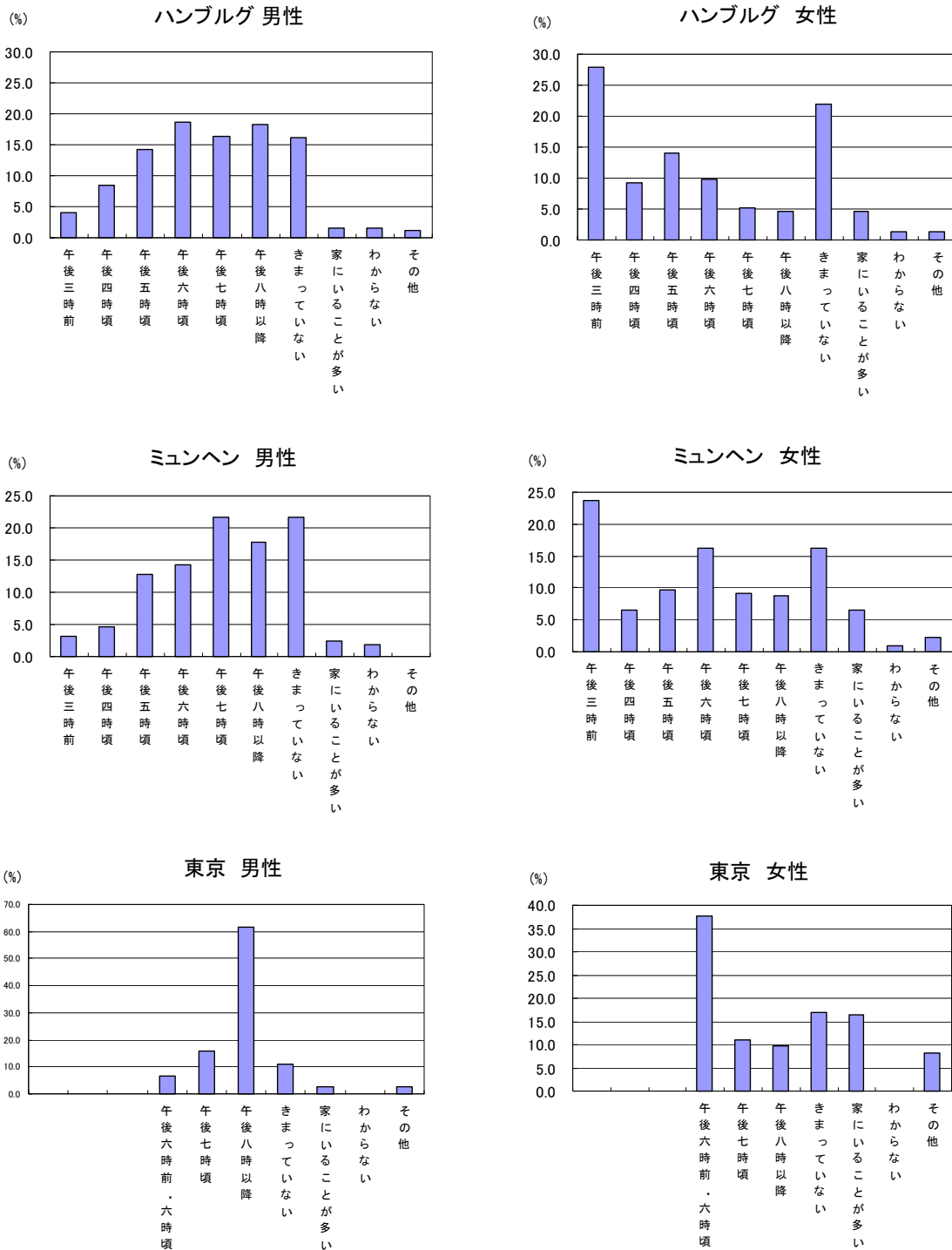
出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

注：()内の%は、フルタイムの労働時間に比較した労働時間

(iii) 帰宅時間

午後3時前に帰宅する女性が約2~3割と多いが、これは、ドイツの学校の多くが半日制であるため子どもの帰宅時間が早いからと考えられる。

図表 16 都市別帰宅時間



出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

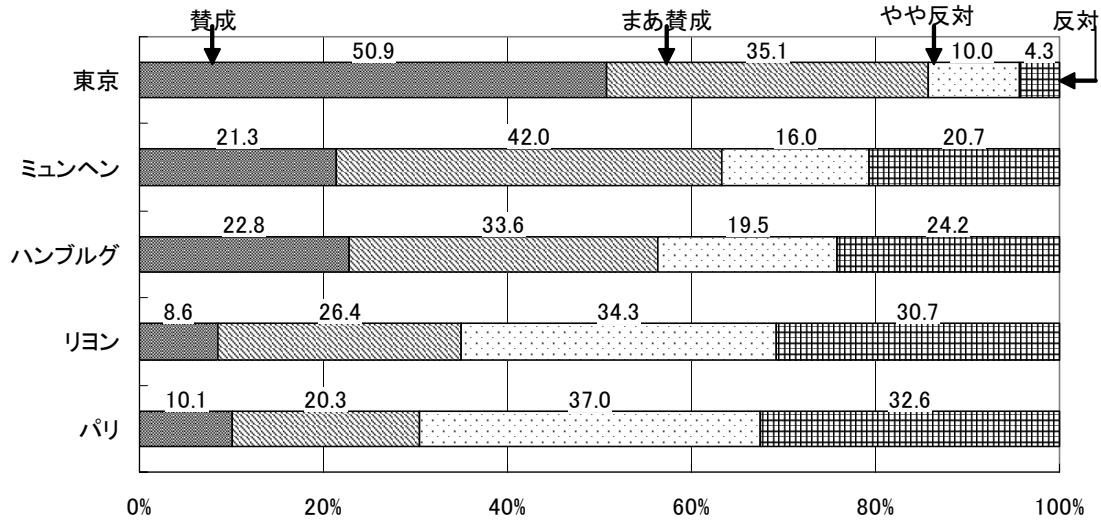
注：東京の調査では帰宅時間の選択肢を18時からにしたため、それより早く帰宅している者の内訳はわからない。



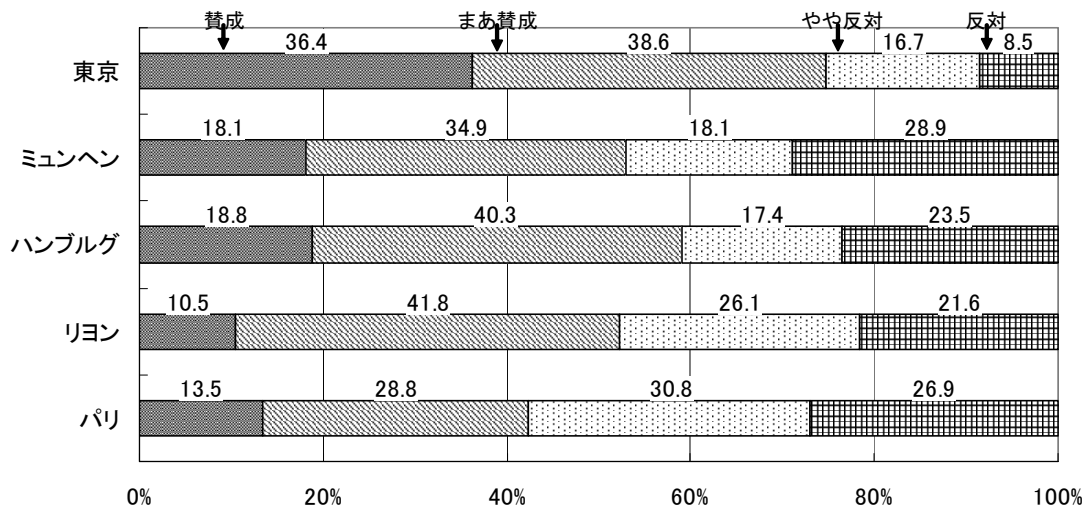
**(ハ) 男女の役割分業意識の強さ**

(i) 「子どもが小さいうちは母親は家にいるべきだ」と考えている男性の割合は、ドイツの方がフランスよりも高い。

図表17-1 都市別「子どもが小さいうちは母親は家にいるべきだ」(男性回答)



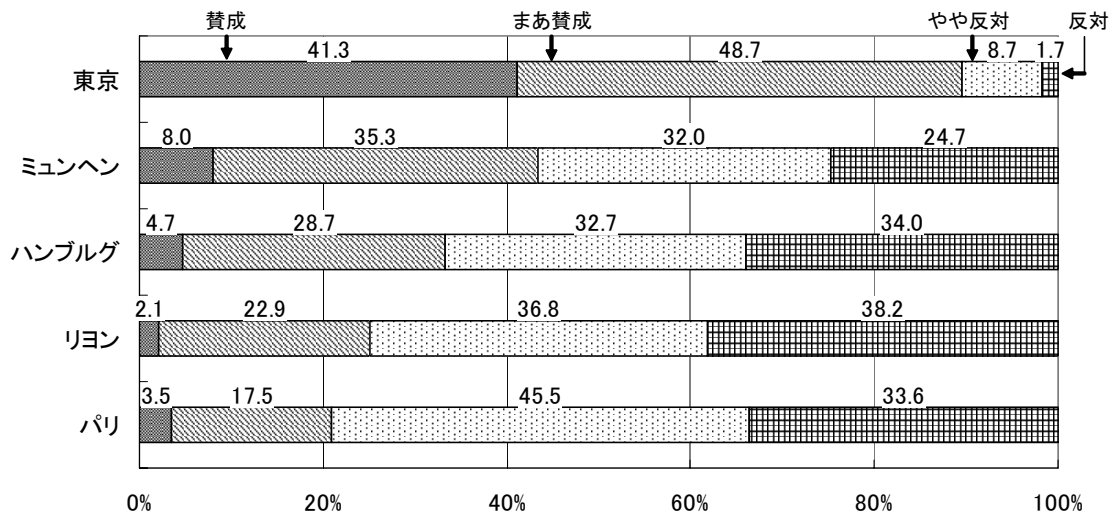
図表17-2 都市別「子どもが小さいうちは母親は家にいるべきだ」(女性回答)



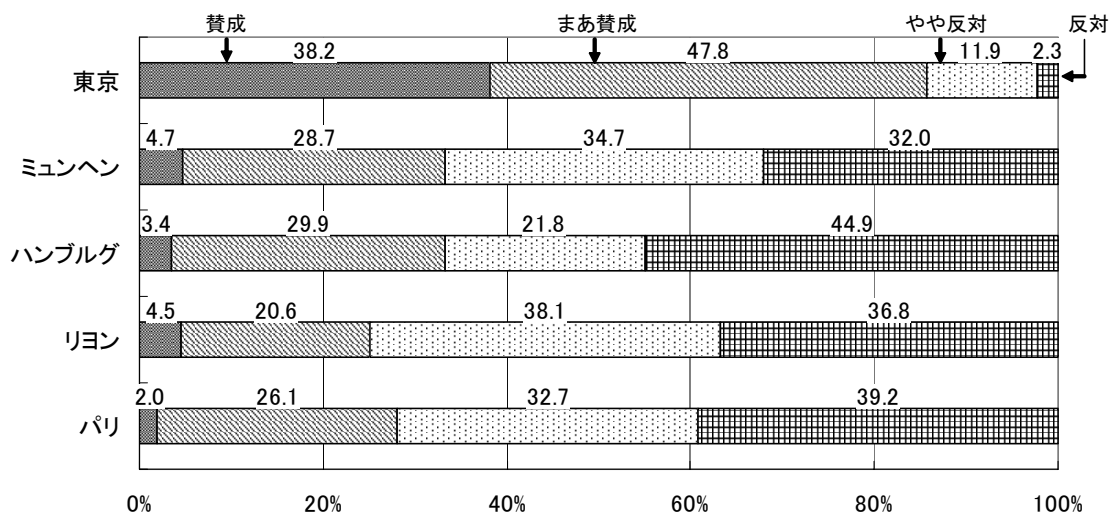
出所：内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

(ii) 「妻には家事と育児の責任がある」と考えている男性の割合は、ドイツの方がフランスよりも高い。

図表18-1 都市別「妻には家事と育児の責任がある」(男性回答)

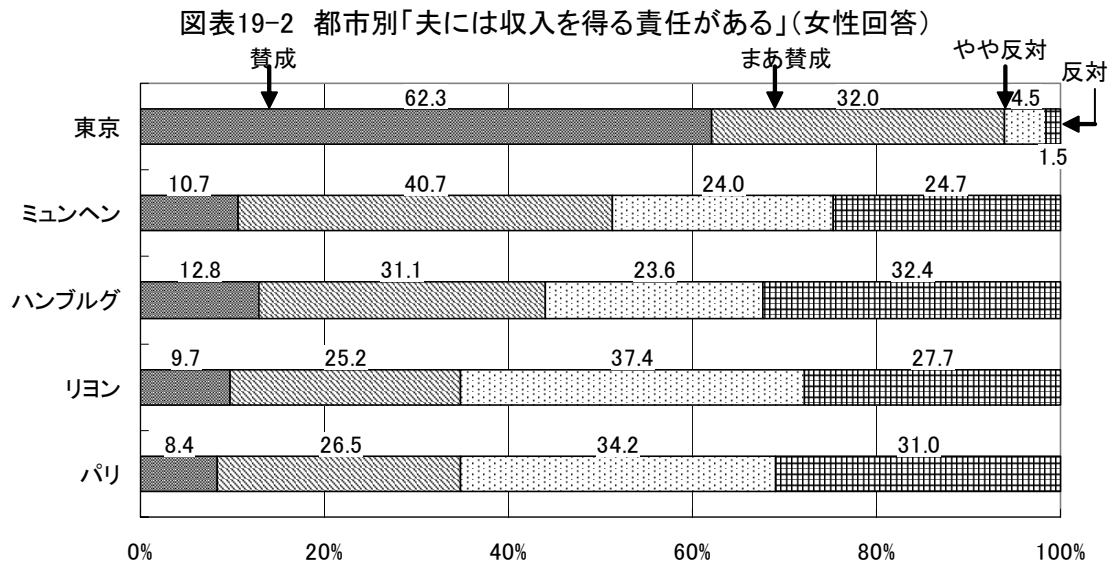
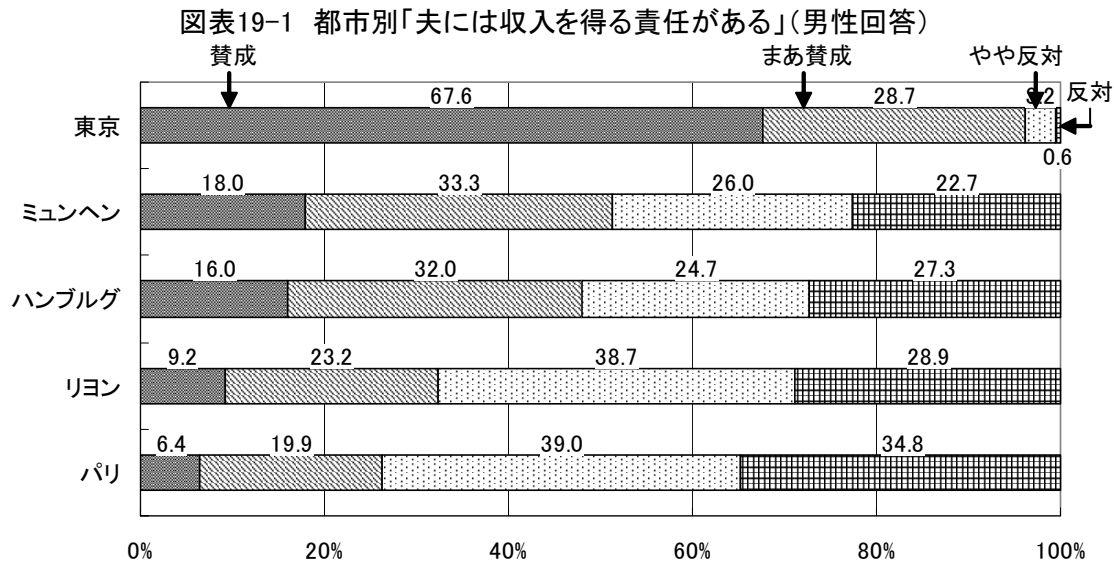


図表18-2 都市別「妻には家事と育児の責任がある」(女性回答)



出所：内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

(iii) 「夫には収入を得る責任がある」と考えている男性の割合は、ドイツの方がフランスよりも高い。



出所: 内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

### 3 日本への含意

#### (1) 家族政策の内容の重要性

- 家族政策に係る財政支出が多くても、その内容によっては効果があるとは限らない。
- 出生率が低いドイツでは児童手当と育児休業手当が手厚いが、保育施設は十分でない。フランスでは、児童手当と育児休業手当に加え、多様な保育形態が利用可能となっており、利用している人も多い。

#### (2) 子育てをめぐる諸政策の一貫性 (Policy Coherence) も重要な要素

- 教育制度、雇用政策等さまざまな政策が、子育てや職業と家庭の両立の観点から一貫性があるかどうかも重要。
- ドイツでは、全日制の学校教育、給食が普及していないため、学齢期の子どもをもつ女性のフルタイム就業が事実上困難となっている。

#### (3) 出産後の働き方の選択肢の多様性が重要

- フランスでは、多様な保育サービスが整備されており、出産後フルタイムで働くことを可能にしている。また、3年間の育児休業または労働時間短縮も認められており、個人の状況に合わせた働き方をすることができる。